

業務委託仕様書

1 委託する業務の名称

令和7年度東京ピッチイベント企画・運営業務

2 目的

本業務では、国内外からスタートアップやその支援者が集い、交流する一大拠点である Tokyo Innovation Base (TIB) においてピッチイベントを開催することにより、山口県企業の新たな挑戦機会を創出する。

また、山口県企業の認知度向上を図り、首都圏の投資家・企業等との相互連携やネットワークづくりの機会を提供するほか、地方創生に関心のある企業・投資家又は地方での起業を検討している個人等に向け、山口県の魅力を伝えることを目指す。

3 履行期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

4 イベントの概要

(1) 日時

令和8年3月15日（日）13時00分～16時30分（予定）

(2) 場所

Tokyo Innovation Base（東京都千代田区丸の内3-8-3）

(3) 構成

① 開会あいさつ（5分程度）

② トークセッション（40分程度）

「山口発のスタートアップ」（仮）をテーマとしたディスカッションを実施
〔登壇者〕

・モデレーター：未定

・スピーカー：行政関係者2名、山口県内企業（予定）

③ 山口県企業ピッチ（1時間程度）

山口県企業が、資金獲得、企業連携、販路・ネットワーク拡大等を目指し、首都圏投資家や企業等に向けてピッチを実施

〔登壇者〕

山口県内企業 8社程度

コメンテーター 3名程度

④ 交流会（1時間程度）

県内企業、首都圏投資家・企業、支援者等との交流会を実施

5 業務の内容及び実施方法

(1) イベントの企画・運営に係る業務

ア イベント名称 の考案	・イベント趣旨に沿った名称を考案し、広報、周知に当たりその名称を使用すること。
イ 企画・運営	【事前調整】 ・シナリオやタイムスケジュール等の運営資料を作成し、委託者と共有すること。 ・委託者と協議の上、ピッチのモデレーター及びコメンテーターを選定・確保すること。なお、モデレーター及びコメンテーターの謝金及び旅費は委託料に含む。 ・委託者と協議の上、トークセッション及びピッチへの登壇企業を選定・確保すること。なお、登壇企業候補の選出、打診は主に委託者が行う。 ・トークセッション及びピッチの登壇者や会場と、イベント開催に向けた連絡・調整を行うこと。 ・登壇企業に対し、事前にピッチのブラッシュアップを実施すること。
	【会場準備】 ・会場は次のとおりとし、各会場の準備及びスピーカー等控室の準備をすること。 ①あいさつ・トークセッション：STAGE ②山口県企業ピッチ：STAGE ③交流会：ROOM ・①②の実施中は ROOM を企業ブース展示及び商談スペースとして使用することとし、③の準備に支障のないよう必要に応じてパーテーションでエリア分けを行うこと。その他、ROOM の使用方法については委託者と協議の上決定すること。 ・TIB の備品以外で必要な機材等があれば、別途調達すること。
	【交流会】 ・山口県産の酒や加工品を中心とした試飲食品を用意すること。 ・会場内に山口県のPRブースを設けること。 ・試飲食品やブースの詳細は委託者と協議の上決定すること。
	【当日対応】 ・司会進行を行うこと。 ・受付案内ほか運営全般を行うこと。
ウ 集客	①周知・広報 ・参加者は首都圏投資家や企業 150 名以上を目標とし、web、チラシ等により周知を行うこと。周知先や媒体は、委託者と協議の上決定すること。

	・イベント当日は報道関係者が取材可能となるよう準備対応するとともに、事前に報道関係者に対し取材要請を行うこと。 ②集客の工夫 ・開催日が日曜日であることを踏まえ、より多くの参加者を確保できるような集客方法を工夫すること。
エ アンケートの実施	・参加者を対象としたアンケート調査を実施すること。
オ アーカイブ動画の撮影	・イベントの撮影を行い、後日アーカイブとして提出すること。

(2) 事業報告書の作成

業務完了後は、実施内容、成果（アンケート調査結果含む）、考察等を記載した事業報告書を作成の上、委託者に提出すること。

(3) その他

- ・本イベントの趣旨に賛同し事業資金や物品・支援等サービスの提供を行う企業等を募集する場合は、事前に委託者に協議し、その承認を受けること。協賛により得られた物品・支援等のサービスは全て、イベント運営費用に充当すること。
- ・業務の実施にあたり、上記（１）に記載のない事項その他詳細については、委託者と随時協議の上決定すること。

6 スケジュール

概ね次のスケジュールで実施することとし、詳細は委託者と協議の上決定すること。

実施内容	時期
登壇者決定	8月～10月
登壇企業のブラッシュアップ	10月～2月
周知・広報	12月～
イベント開催	3月15日（日）
報告書作成	～3月31日

7 成果品

○事業報告書

報告書データ（PDF）、報告書に使用した写真データ（JPEG）、アンケート回答・取りまとめ結果等を収録した電子記録媒体 1式

○アーカイブ動画

イベントのアーカイブ動画を収録した電子記録媒体 1式

【納入場所】

山口県産業労働部経営金融課経営支援班

8 委託料の支払

7の成果品が検査に合格したときは、委託者に委託料の支払いを請求することができる。委託者は、正当な委託料の請求があったときは、請求書を受理した日から30日以内に当該委託料を受託者に支払うものとする。

9 その他

- (1) 受託者は、契約締結後、速やかに県と打合せを行うこと。
- (2) 受託者は、(1)の後、速やかに本委託業務の運営・管理の責任者を選任するとともに、本委託業務の実施体制及びスケジュールを作成し、県の承認を得ること。
- (3) 業務の遂行において疑義が生じた場合は、県と協議し、その指示に迅速かつ的確なものとする。
- (4) 本仕様書に関して疑義が生じた事項及び本仕様書に定めのない事項については、すべて県と協議の上、これを解決するものとする。
- (5) 委託業務に関して知り得た秘密を他に漏らし、又は委託業務以外の目的に使用してはならない。委託期間が終了し、又は委託契約が解除された後においても同様とする。
- (6) 本業務によって得られた情報や作成物は県に帰属するものであり、登壇者や参加者等の各情報、WEBコンテンツ、PRツール、報告書、イベント名称等の著作物及び著作権は県に帰属する。